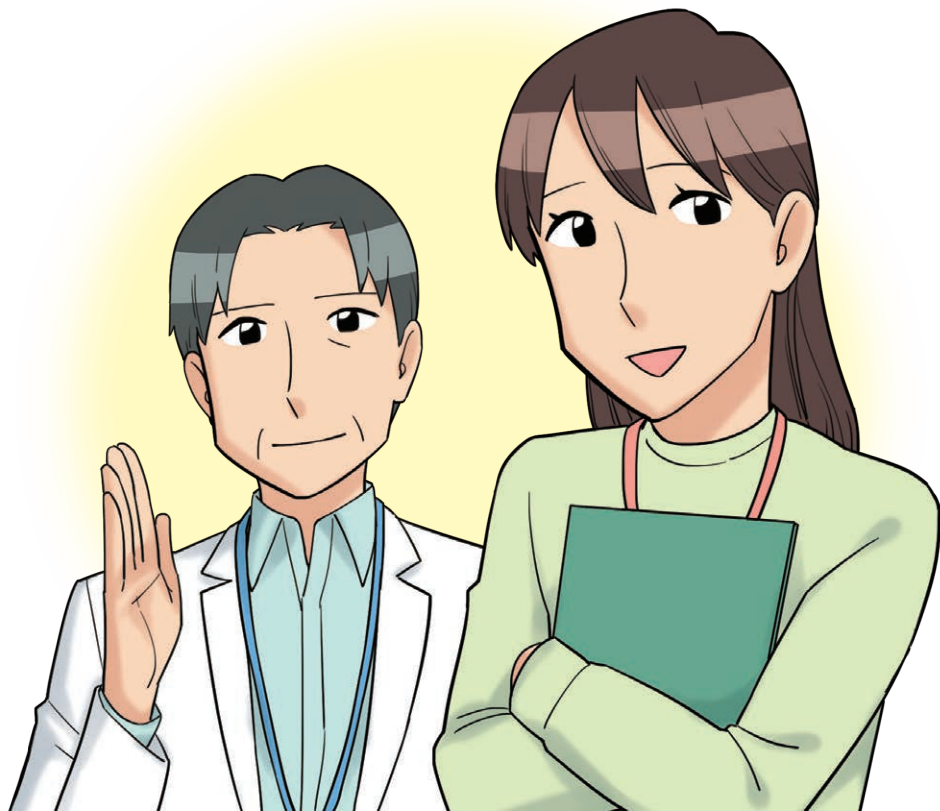


中小企業における

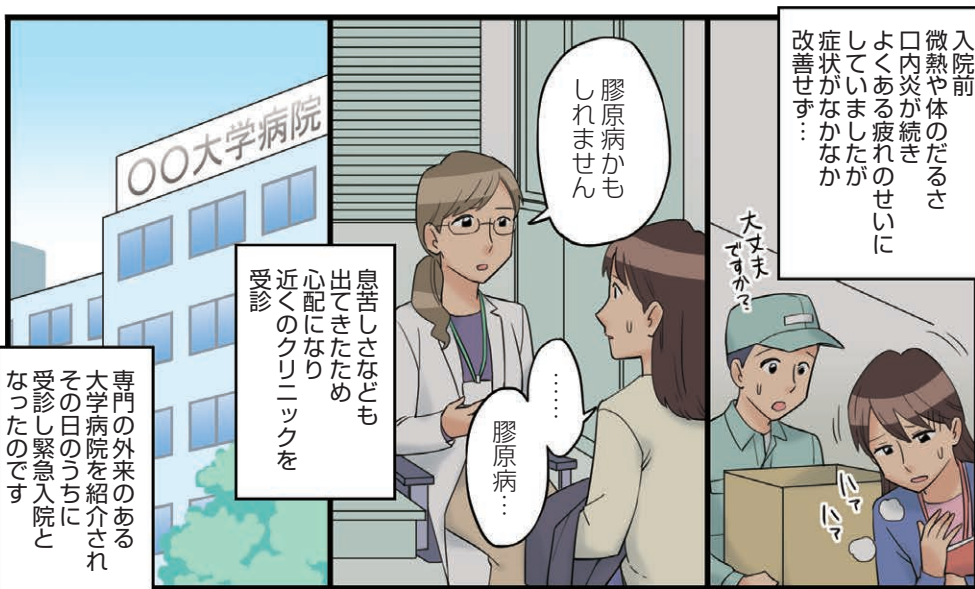
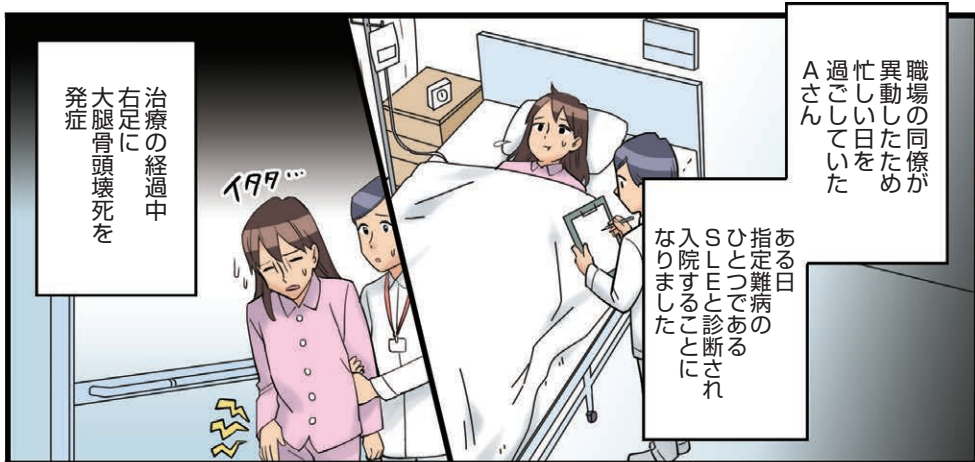
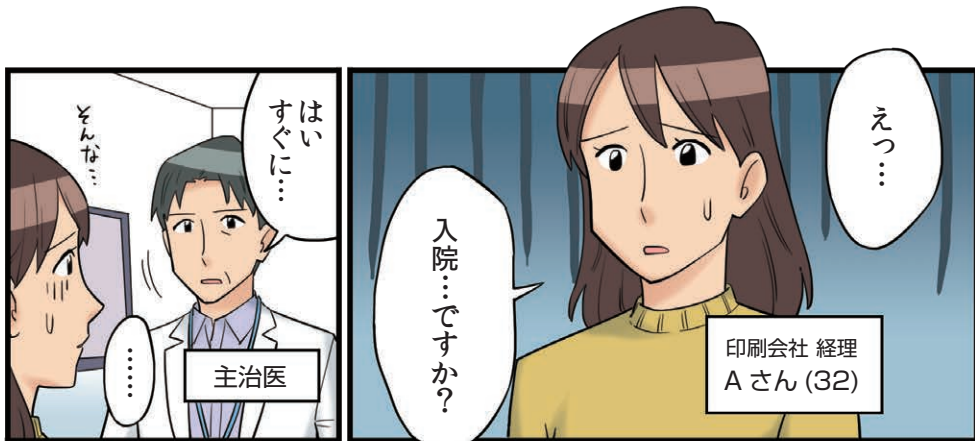
治療と仕事の

両立支援のススメ

Vol.4 ～主治医と患者のコミュニケーション～



本書の作成は、令和2年度厚生労働省厚生労働科学研究費労働安全衛生総合研究事業「医療機関における治療と仕事の両立支援の推進に資する研究」(研究代表者:立石清一郎)の助成によって行われた。



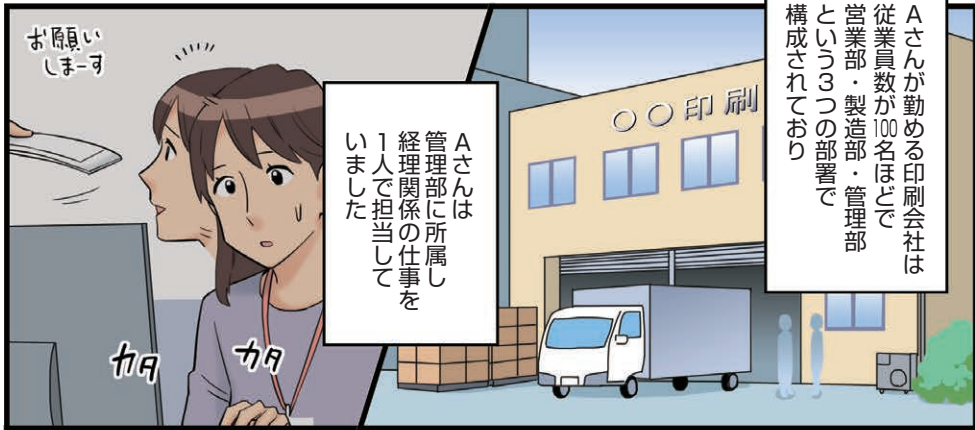
治療を続けながら 働くために。

近年、治療を続けながら働き続けたいと考える 労働者が増加しています。

治療と仕事の両立を支援するためには、 勤務先の状況を考慮した主治医からの意見が不可欠です。

一人でも多くの労働者が

治療を続けながら仕事が継続できるように 主治医の立場からのご支援をよろしくお願いします。



Aさんが勤める印刷会社は従業員数が10名ほどで営業部・製造部・管理部という3つの部署で構成されており

Aさんは管理部に所属し、管理関係の仕事を1人で担当していました

お願いしまーす

カア カア



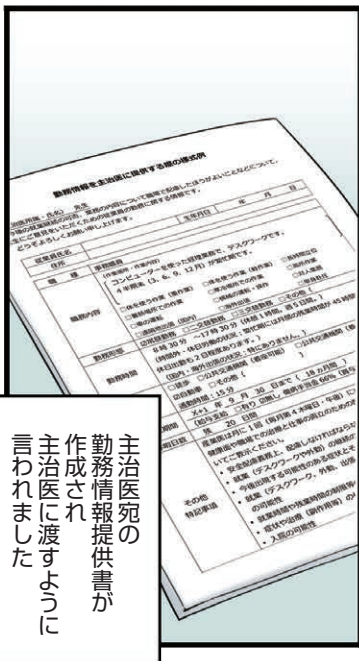
所定労働時間は8時30分17時30分、うち休憩1時間、週5日間勤務

繁忙期には月当たりの時間外労働時間が45時間程度、休日出勤も2日程度ありました

カア

フカれた目

ゴト



主治医宛の勤務情報提供書が作成され、主治医に渡すように言われました

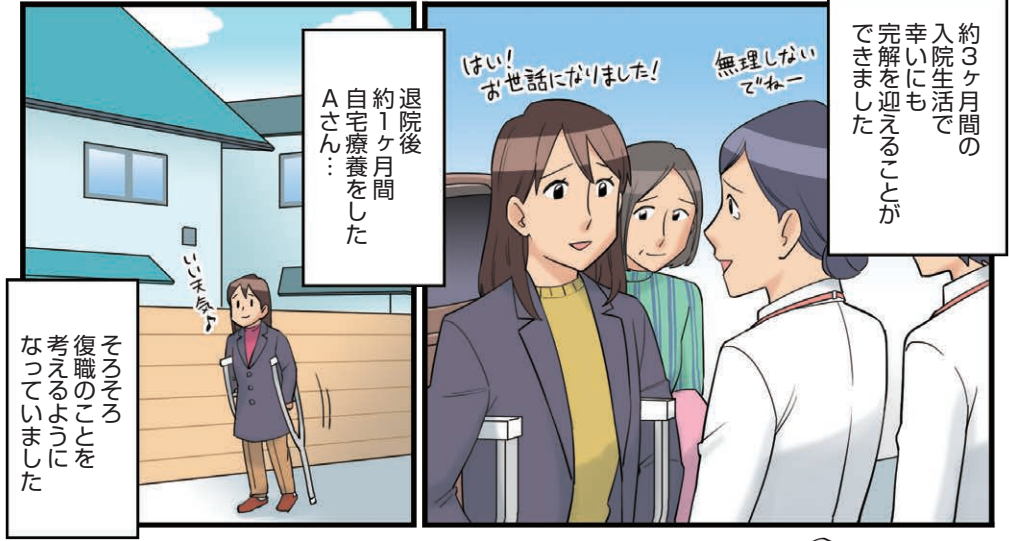


産業医との面談では現在の体調を確認され、上司や人事の同席のもとでさらに話し合いを行います

上司

産業医

人事

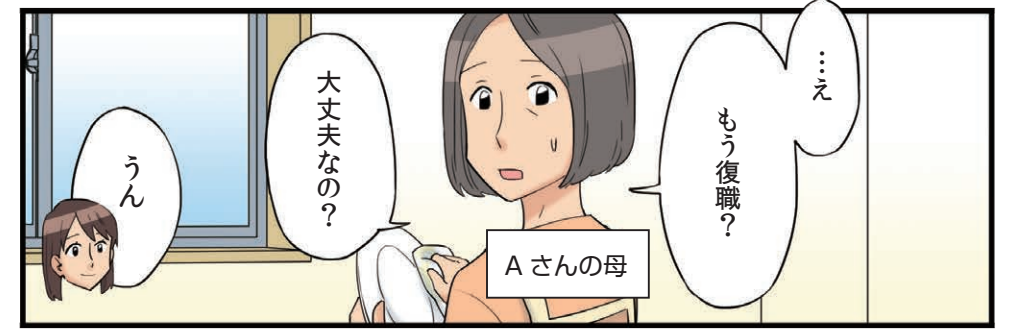


退院後約1ヶ月間、自宅療養をしたAさん

はい！お世話になりました！
無理しないでねー

約3ヶ月間の入院生活で、幸いにも完解を迎えることができました

そろそろ復職のことを考えるようになっていました

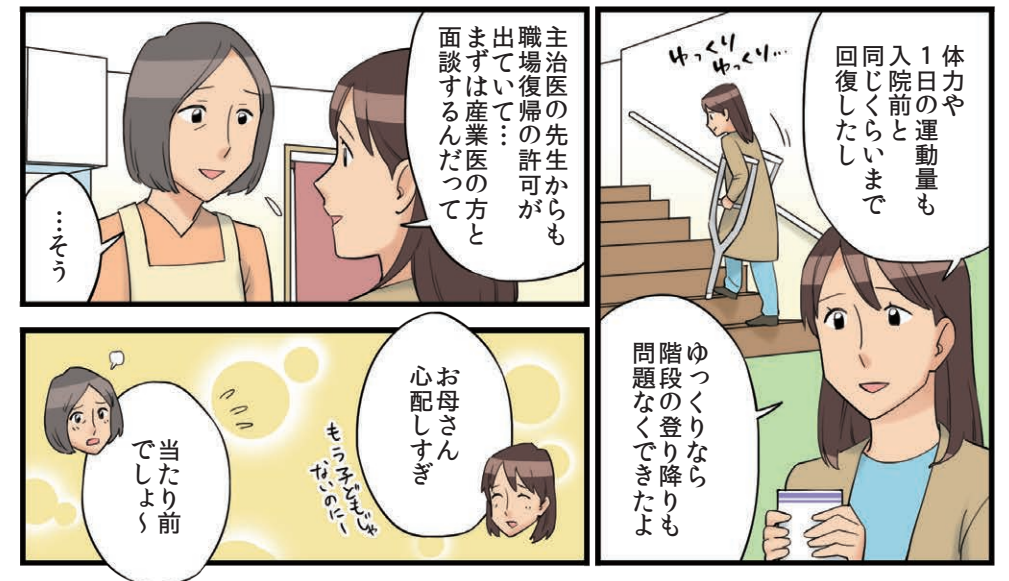


Aさんの母

大丈夫なの？

もう復職？

うん



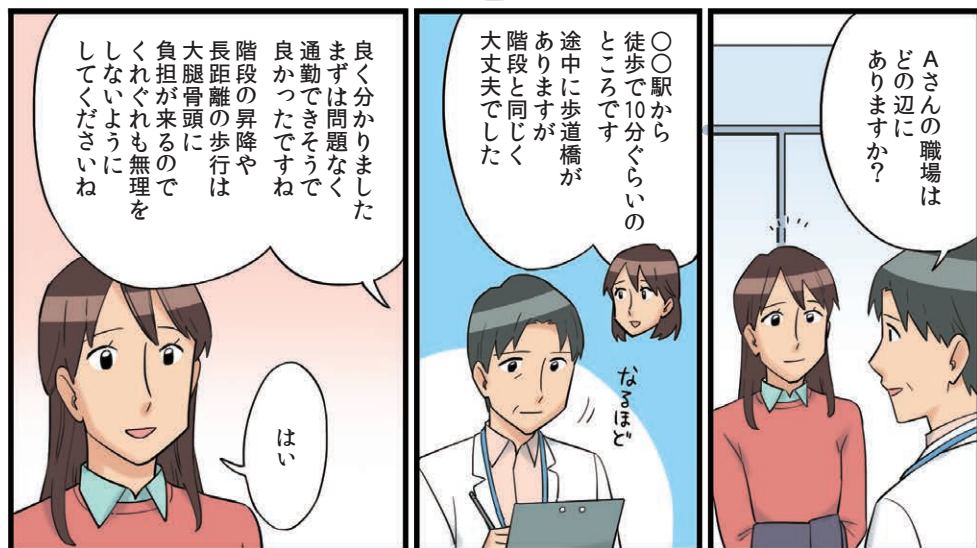
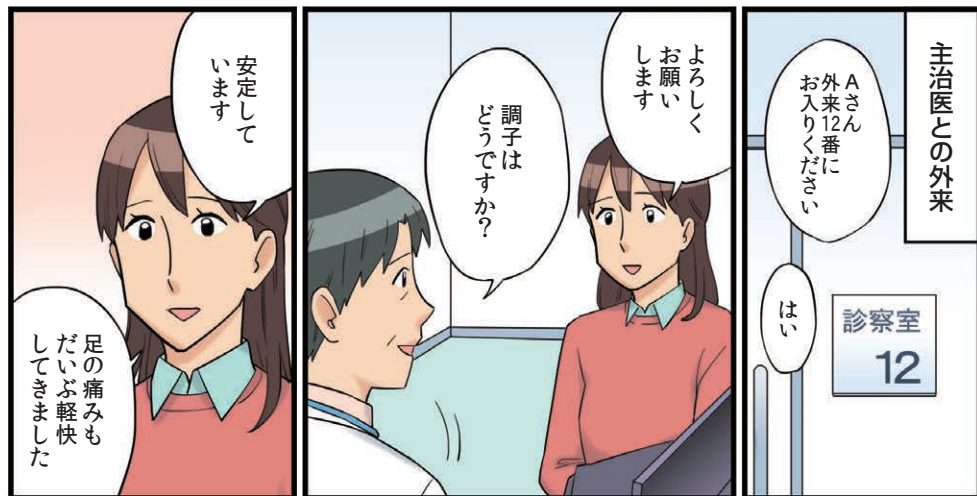
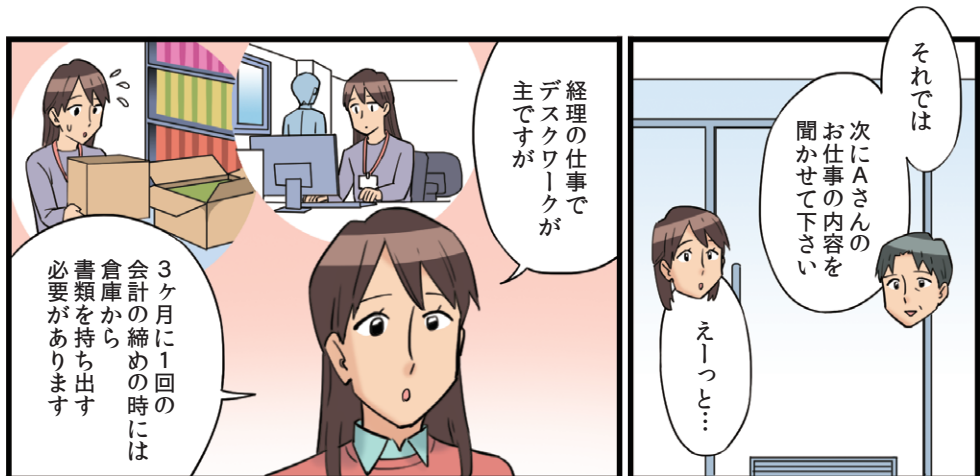
主治医の先生からも職場復帰の許可が出ている... まずは産業医の方と面談するんだって

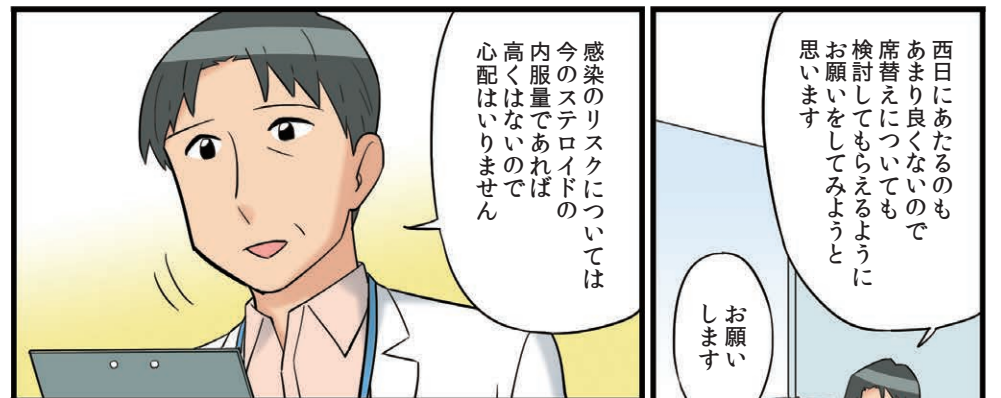
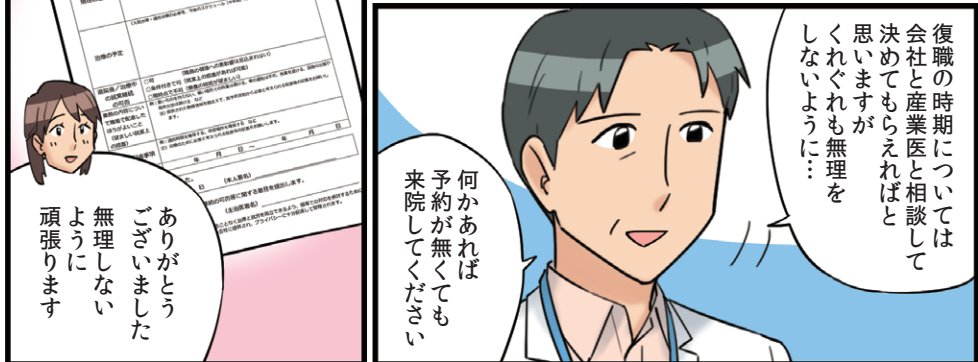
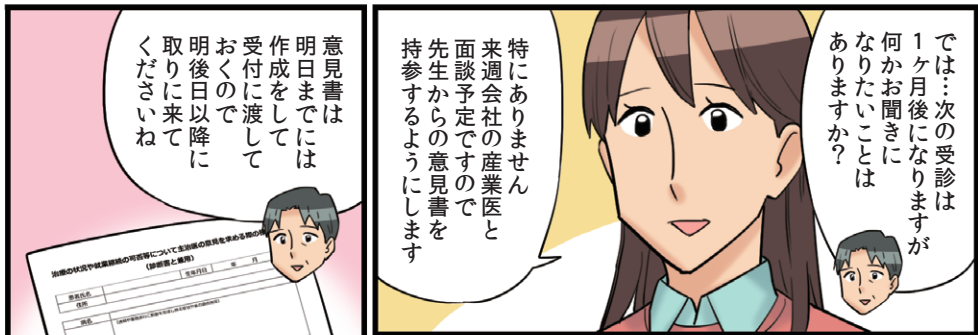
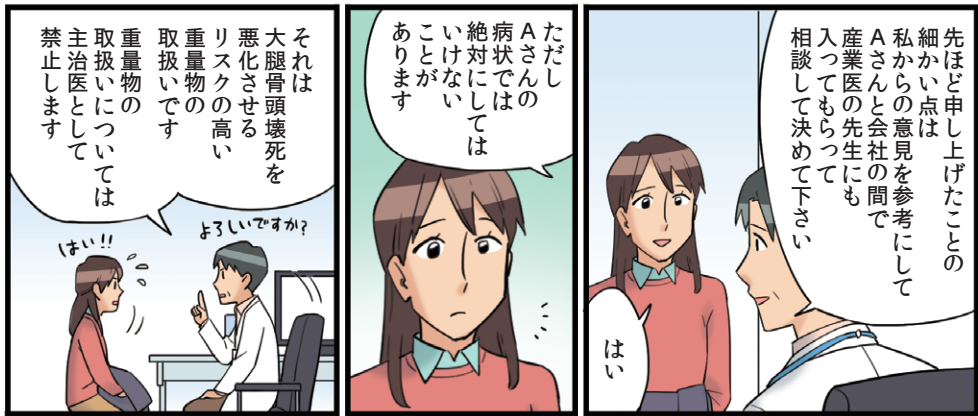
体力や1日の運動量も入院前と同じくらいまで回復したし

お母さん心配すぎ

ゆっくりなら階段の登り降りも問題なくできたよ

当たり前でしょ





漫画に登場する主な用語集

全身性エリテマトーデス (SLE) とは

全身性エリテマトーデスは、関節、腎臓、皮膚、粘膜、血管の壁に起こる慢性かつ炎症性の自己免疫結合組織疾患です。そのため、関節、神経系、血液、皮膚、腎臓、消化管、肺、その他の組織や臓器に問題が発生します。指定難病の一つです。詳しくは以下のURLでご確認下さい。

<https://www.nanbyou.or.jp/entry/53>

安全配慮義務とは

安全配慮義務とは、労働契約法に明記され「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」とされています。病気と仕事との関係においては、就業により病気になる、就業により病気が悪化することが分かっている場合、病気になったり、もしくは病気が悪化することを防ぐように配慮することが求められています。そのため、主治医は、事業者から「この労働者が、自然経過を超えて病気が悪化せず働くことができるか」という質問に対して意見を述べる事が期待されます。

主治医意見書を作成する際の留意点

主治医意見書を作成するための患者さんへの問診は、の際は以下の2点に留意しましょう。

1. 主治医としては安全上絶対に許可できない、就業制限が必要な作業

ポイント

1 仕事が持病を悪化させる恐れのある場合

就業が労働者の健康や疾病経過に悪い影響を与えると予見される場合に実施される措置です。この類型は、労働安全衛生法、および労働安全衛生規則第六十一条にある「就業で病勢が著しく増悪する」際に実施される「病者の就業禁止」の考え方に基づき、就業禁止だけでなく、就業措置全般への適用を意図するものです。この措置を講じる際には、臨床的な判断が必要と考えられます。

例)

- ・心不全のある労働者に対して過度な重筋作業を禁止する
- ・重度の高血圧未治療者に対して、深夜勤務を禁止する
- ・腰痛のある労働者の重筋作業を禁止する
- ・職場不適応によるメンタルヘルス不全者の配置転換を行う



2 事故・災害リスクの予防

ある特定の疾患によって特徴的に発症確率が高まるとされる事態が生じた際に、随伴して発生する可能性のある事故を予防する目的で就業制限を行います。特に突然死や失神などの意識障害が併発するような疾患に適応されます。また、疾患に関連して生じる可能性のある災害、事故、大規模災害などに備えるための企業リスク管理としての観点を含むものです。

例)

- ・てんかんのある労働者の運転作業を禁止する
- ・糖尿病コントロールの不良の労働者の高所・暑熱作業を禁止する
- ・今回の話では、「ただし、Aさんの病状では絶対にしてはいけないことがあります」と主治医が言っている点です。

2. 絶対に許可ができない程度ではないが、できれば配慮した方が良い作業

ポイント

1 医学的に予見できるほどではないが、その配慮を行うことでより就業の継続がしやすくなるような配慮です。

2 勤務先や職場環境などの影響を受けます(ある職場では配慮可能だが、他の職場では配慮が難しいといったことがあります)。

例) 時短勤務制度を活用して半日勤務から開始する、感染リスクを低減するためラッシュ時間帯を避けた通勤時間を提案する、疲労が出たときに休憩できるように近くに椅子を準備する、等

今回の話では、「Aさんの会社は時短勤務があるようですので半日勤務からお願いしましょうか」「それと最初は通勤ラッシュの時間を避けて通勤ができるように時差勤務もお願いしてみましょう」と主治医が言っている点です。



参考資料

- ・治療と仕事の両立支援に関する厚生労働省のホームページです。主治医意見書の具主治医意見書の具体的な記載方法について説明がなされています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>
- ・治療と仕事の両立支援については、これまで多くの研究が行われてきています。こちらのホームページには多くの成果がまとめられています。
<http://www.med.kitasato-u.ac.jp/~publichealth/bs/reference.html>
- ・～労働者が安心して働けるために～医師のための就業支援判定NAVI～主治医意見書を作成する際に役立つ豊富な情報が記載されています。
<http://ohtc.med.uoeh-u.ac.jp/syugyohantei/ruikei.html>



責任編集

江口尚(産業医科大学産業生態科学研究所産業精神保健学研究室)

発行：2021年3月

デザイン・印刷：第一資料印刷株式会社